

「（仮称）大泉電池工場建設事業に係る環境影響評価書」の縦覧について

令和 7 年 11 月 4 日
株式会社 SUBARU

当社及びパナソニック エナジー株式会社は、大泉町上小泉地区で計画している「（仮称）大泉電池工場建設事業」について、群馬県環境影響評価条例（平成 11 年 3 月、群馬県条例第 19 号）に基づく手続きを進めており、令和 7 年 10 月 31 日に「（仮称）大泉電池工場建設事業に係る環境影響評価書」（以下「評価書」という。）を群馬県知事、太田市長、大泉町長及び邑楽町長に提出いたしました。

つきましては、評価書について、以下のとおり、縦覧・公表いたします。

1 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

- (1) 名 称：株式会社 SUBARU
- (2) 代表者：代表取締役社長 大崎 篤
- (3) 主たる事務所の所在地：東京都渋谷区恵比寿一丁目 20 番 8 号 エビススバルビル

- (1) 名 称：パナソニック エナジー株式会社
- (2) 代表者：代表取締役社長執行役員 只信 一生
- (3) 主たる事務所の所在地：大阪府守口市松下町 1 番 1 号

2 第 1 種事業の名称、種類及び規模

- (1) 名 称：（仮称）大泉電池工場建設事業
- (2) 種 類：工場又は事業場の新設又は増設の事業
大規模建築物の建設事業
- (3) 規 模：排ガス量 約 180,000 ノルマル立方メートル毎時
延床面積 約 204,000 平方メートル

3 第 1 種事業実施区域

大泉町上小泉地区

4 第 1 種事業関係地域

大泉町、太田市及び邑楽町の一部

5 第 1 種事業評価書の縦覧の場所、期間及び時間

- (1) 縦覧場所
 - ・群馬県庁環境政策課（16 階）（前橋市大手町 1-1-1）
 - ・群馬県東部環境事務所（太田市西本町 60-27）
 - ・太田市環境対策課（太田市浜町 2-35）
 - ・大泉町環境整備課（大泉町日の出 55-1）
 - ・大泉町公民館（大泉町吉田 2465）
 - ・邑楽町建設環境課（邑楽町大字中野 2570-1）
- (2) インターネット公表
 - 概要版：<https://www.subaru.co.jp/info/pdf/202511041.pdf>
 - 本編：<https://www.subaru.co.jp/info/pdf/202511042.pdf>
 - 資料編：<https://www.subaru.co.jp/info/pdf/202511043.pdf>
- (3) 期間及び時間
 - ・期間 令和 7 年 11 月 4 日（火）から令和 7 年 12 月 3 日（水）まで
（ただし、大泉町公民館以外の縦覧場所については、土曜日、日曜日及び祝日を除く）
 - ・図書の縦覧の時間 午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで
（ただし、大泉町公民館は午前 9 時 0 0 分から午後 9 時 3 0 分まで）

6 問い合わせ先

株式会社 SUBARU 群馬製作所 環境プラント技術部 環境技術課 TEL：0276-26-2107